

4月10日(日)は

新潟県議会議員

一般選挙の投票日です！

お問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎63-3111



投票所入場券は4月2日(土)以降速やかにハガキでお届けします。

ハガキは見開きになっていますので、必ず開いて中を確認してください。

1枚に6人分まで印刷されています。届かないときはご連絡ください。

投票の際は、それぞれの分を切り取って投票所にお持ちください。

投票時間は午前7時からです。

投票所と投票時間は、投票所入場券に記載してあります。市内のすべての投票所で投票終了時刻の繰り上げを行なっています。

お確かめの上、お出かけください。

投票所の場所は、佐渡市のホームページからご確認ください。

<http://www.city.sadonigata.jp/>

投票できる方は次の人です。

平成3年4月11日以前に生まれた人

で、平成22年12月31日までに佐渡市に住民登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、佐渡市の選挙人名簿に登録されている人です。

平成23年3月16日以降に市内転居の届出をした人は、転居前の住所地の投票所で投票します。

※最近、県内で住所を移した人の投票方法は・・・

①平成23年1月1日以後に、県内の他市町村から佐渡市に転入届をした人
市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を持参して、前の住所地の投票所で投票できます。
(県内の住所移転は1回に限る。)

②平成23年1月1日以後に、佐渡市から県内の他市町村へ転入届をした人
市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を持参して、佐渡市のもとの投票所で投票できます。
(県内の住所移転は1回に限る。)

投票日に投票所へ行けない人は期日前投票ができます。

投票日に次のいずれかに該当すると見込まれる人です。

①仕事や冠婚葬祭などの用務がある人
②旅行、レジャー、買い物など何らかの用で投票区域外にいる人
③治療、出産などのため、歩行や外出が困難になると予測される人

※ 市外に滞在している人(商用、出張のため市外に滞在している人など)は滞在先の市区町村選挙管理委員会です。詳しくは選挙へお問い合わせください。

期日前投票所は本庁、支所、行政サービスセンターに設けてあります。

投票所入場券をお持ちください。市内のいずれの期日前投票所でも投票できますが、本庁と支所および行政サービスセンターでは投票の終了時間が異なりますので、ご注意ください。

開設期間

4月2日(土) ～ 4月9日(土)

投票時間

本庁 午前8時30分～午後8時
支所 午前8時30分～午後7時

行政サービスセンターは支所と同じ時間で。

県が指定した病院や施設で不在者投票ができます。

県が指定した病院や特別養護老人ホーム、老人保健施設、身体障害者療護施設などに入院、入園している人は、その病院や施設で不在者投票ができます。

詳しいことは、病院や施設にお問い合わせください。

身体に重度の障がいがある人は郵便で不在者投票ができます。

次のいずれかに該当する人です。利用には、事前の手続きが必要です。お早めに選挙へお問い合わせください。

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載された障がいの程度が一定の基準に該当する人

②介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

※ ①②の人で、上肢あるいは視覚の障がいの程度が一定の範囲に該当する人は、代理記載制度を利用することができません。

開票は1か所で即日開票です。

4月10日(日)午後9時から金井コミュニティセンターホール(千種240番地)で行います。

選挙公報は発行されません。

候補者の政見等が書かれた選挙公報は発行されませんので、ご注意ください。